

愛媛大学総合情報メディアセンターにおける防犯カメラ設置及び運用基準

〔平成 30 年 4 月 1 日〕
制 定

(趣旨)

第 1 条 この基準は、総合情報メディアセンター（以下「センター」という。）における防犯カメラの設置及び運用について、必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第 2 条 防犯カメラの設置は、センター棟及び部局等の PC 室における不審者等による犯罪行為の抑止を図ることにより、利用者の安全確保と本学の資産保護の一助とすることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この基準における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) 防犯カメラ

一定の場所に継続的に設置された撮影装置で、画像録画の機能を備えるものをいう。

(2) センター棟

総合情報メディアセンター棟の内、放送大学愛媛学習センター部分を除いたものをいう。

(3) 部局等の PC 室

センターが PC 又はプリンターを設置した室をいう。

(4) 画像

防犯カメラにより撮影、記録された静止画、動画をいう。

(5) 記録媒体

防犯カメラの画像を記録した媒体をいう。

(6) 本人

画像から識別される特定の個人をいう。

(設置及び廃棄)

第 4 条 防犯カメラの設置場所、設置台数及び撮影範囲は、第 2 条の目的を達成するための必要最小限度にとどめるものとし、センター長が決定する。

2 防犯カメラ設置場所等には、防犯カメラを設置している旨を明示するものとする。

3 記録媒体は、施錠できる室内で保存するものとする。

4 記録媒体を廃棄する場合には、画像の読み取りが行えないよう、完全な消去又は破碎や裁断等の物理的な処分を行うものとする。

(管理責任者等)

第 5 条 防犯カメラの適正な設置及び運用を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、センター長をもって充てる。

2 管理責任者を補佐し、防犯カメラの円滑な運用を行うため、防犯カメラ副管理責任者（以下

「副管理責任者」という。)を置き、センター事務課長をもって充てる。

- 3 画像の管理等の実務を担当させるため、防犯カメラ管理担当者(以下「管理担当者」という。)を置き、管理責任者が指名する者をもって充てる。
- 4 防犯カメラ及び画像の管理、運用等を行うことができる者は、管理責任者、副管理責任者及び管理担当者(以下「管理者等」という。)に限るものとする。

(画像の取扱等)

第6条 管理者等は、画像の取扱いにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 画像は撮影時のままで保存し、加工をしないこと。
- (2) 画像の保存期間又は上書き消去までの期間は、原則として最長で30日間とし、当該期間経過後は速やかに画像消去の処理を行うこと。ただし、犯罪行為などの証拠を保全するなどの必要がある場合は、この限りではない。
- (3) 画像の再生及び記録媒体からの画像の持ち出しは、管理者等が行うこと。また、不必要な閲覧は行わないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、画像の不正利用、外部流出、改ざん等を防止すること。

(画像の目的外利用)

第7条 管理責任者又は副管理責任者は、次の各号に掲げる場合を除き、第2条の目的以外のために画像を自ら利用し、又は他へ提供若しくは閲覧をさせてはならない。

- (1) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、管理責任者が緊急かつやむを得ないと認めたとき。
- (2) 法令に基づき司法機関、警察署等からの情報提供の照会又は要請があったとき。
- (3) その他管理責任者が特に必要と認めたとき。

2 前項各号による目的外利用に係る画像の提供又は閲覧が必要と認められる場合、管理責任者又は副管理責任者は、画像を特定して提供又は閲覧させるものとする。

(本人への画像開示)

第8条 管理責任者は、本人から画像の開示の求めがあり、その請求理由が相当と認められる場合には、第三者の利益に配慮したうえで、本人に対し、当該画像を開示するよう努めなければならない。

(苦情処理)

第9条 管理責任者は、防犯カメラの運用等に関する苦情を受けたときは、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

管理責任者 (センター長)	副管理責任者 (事務課長)	管理担当者

本様式は見本であり、必要事項が記載されていれば様式等は問わない。

平成 年 月 日

総合情報メディアセンター長 殿

所 属： _____

役 職： _____

氏 名 (自署)： _____ 印

愛媛大学総合情報メディアセンター管理の防犯カメラの撮影画像に係る（提供・閲覧）について

私は、自らが担当する刑事事件、民事事件等に関連して、以下のとおり、貴職管理下の防犯カメラの画像についての提供又は閲覧を求めます。提供された画像、又は閲覧した情報は、適切に管理するとともに、以下に記載した理由（目的）以外に用いることはありません。

(1) 提供又は閲覧を求める撮影画像：

平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 頃

平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 頃

平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 頃

の撮影画像

(2) 提供又は閲覧を求める防犯カメラの設置場所：

(3) 提供又は閲覧を求める具体的理由（目的）：

【参考】愛媛大学総合情報メディアセンターにおける防犯カメラ設置及び運用基準（抜粋）

(設置目的)

第2条 防犯カメラの設置は、センター棟及び部局等のPC室における不審者等による犯罪行為の抑止を図ることにより、利用者の安全確保と本学の資産保護の一助とすることを目的とする。

(画像の目的外利用)

第7条 管理責任者又は副管理責任者は、次の各号に掲げる場合を除き、第2条の目的以外のために画像を自ら利用し、又は他へ提供若しくは閲覧をさせてはならない。

(2) 法令に基づき司法機関、警察署等からの情報提供の照会又は要請があったとき